定　　款

正栄食品工業株式会社

正栄食品工業株式会社定款

第１章　　総　　則

（商　　号）

第　１　条　　当会社は正栄食品工業株式会社と称し、英文では､SHOEI　FOODS CORPORATION と表示する。

（目　　的）

第　２　条　　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 牛乳並びに乳製品の生産、処理及び販売
2. 栄養食品、製菓原料並びにジャム類の製造及び販売
3. 菓子の製造及び販売
4. 医薬品の製造及び販売
5. 嗜好飲料、壜缶詰、食料品の製造及び販売
6. 氷の製造及び販売
7. 飼料の製造及び販売
8. 貿易業務
9. 畜産業の経営
10. 喫茶、軽飲食店の経営
11. 酒類の輸入及び国内取扱販売
12. 不動産の売買及び管理、並びに賃貸借仲介
13. 一般貨物自動車運送事業
14. 自動車運送取扱業
15. 倉庫業
16. 一般荷役及び梱包等の事業
17. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第　３　条　　当会社は、本店を東京都台東区に置く。

（公告方法）

第　４　条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第　５　条　　当会社の発行可能株式総数は、48,585,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第　６　条　　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第　７　条　　当会社の単元株式数は 100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第　８　条　　当会社の単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2)　会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4)　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第　９　条　　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第　１０　条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第　１１　条　　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株 主 総 会

（招　　集）

第 １２ 条　　当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

（招 集 地）

第 １３ 条　　株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 １４ 条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１０月３１日とする。

（招集権者および議長）

第 １５ 条　　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 １６ 条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 １７ 条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 １８ 条　　株主は､当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は､株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議 事 録）

第 １９ 条　　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第４章　　取締役および取締役会

（員　　数）

第　２０　条　　当会社の取締役は、２０名以内とする。

（選任方法）

第　２１　条　　取締役は、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　　期）

第　２２　条　　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の設置）

第　２３　条　　当会社は、取締役会を置く。

（代表取締役および役付取締役）

第　２４　条　　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

②　取締役会の決議によって、取締役名誉会長、取締役会長、 取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第　２５　条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第　２６　条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第 ２７ 条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第 ２８ 条　　取締役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

② 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

（取締役会規程）

第 ２９ 条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（相 談 役）

第 ３０ 条　　取締役会の決議により、相談役を若干名置くことができる。

（報 酬 等）

第 ３１ 条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 ３２ 条　　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）

第　３３　条　　当会社は、監査役および監査役会を置く。

（員　　数）

第　３４　条　　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第　３５　条　　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任　　期）

第　３６　条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）

第　３７　条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第　３８　条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 ３９ 条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 ４０ 条　　監査役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

（監査役会規程）

第 ４１ 条　　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報 酬 等）

第 ４２ 条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 ４３ 条　　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の設置）

第 ４４ 条　　当会社は、会計監査人を置く。

（選任方法）

第 ４５ 条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任　　期）

第 ４６ 条　　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（報 酬 等）

第 ４７ 条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第　４８　条　　当会社の事業年度は、毎年 11 月１日から翌年 10 月 31 日までとする。

（剰余金の配当）

第　４９　条　　剰余金の配当は、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

（中間配当）

第　５０　条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年４月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（配当の除斥期間）

第　５１　条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②　未払の配当金には、利息をつけない。

２０２０年１月３０日　改定